市立宇和島病院スマートフォン導入事業　プロポーザル評価基準

1　評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5
	事業への理解・知識	事業の内容及び目的に関する理解・知識は十分であるか	5
提案項目	業務実施体制	関係・協力会社等を含む業務実施体制が構築され、具体的に示されているか。また、業務実施責任者は知識・経験を有しているか。	１０
	ＦＭＣサービス	既設電話交換機との連携、内線通話について具体的に示されているか。また、ＦＭＣサービスの機能は十分であるか。	１０
	携帯端末及び機能	携帯端末の機能は要求水準を満たしているか。また、期待に沿うものであるか。	１０
		携帯端末の機能や操作性は受け入れられやすいと考えられるか。	１０
	サポート・保守体制	ＦＭＣサービス及び携帯端末の故障・不具合時に速やかな対応が期待できるか。	１０
	情報セキュリティ	セキュリティリスクについて十分検討がなされているか。また、その対策が施されているか。	１０
		携帯端末の紛失・盗難時の対策は十分であるか。	5
	障害時対応	通信障害や大規模災害時の対策・対応が十分であるか。	１０
自由提案	携帯端末の活用	携帯端末を活用した提案は、当院に寄与すると考えられるか。	5
提案価格		１０点×（１－提案者の見積価格／提案限度価格）	１０
計			１００

2　評価の方法について

①　各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。

②　各審査委員の持ち点（１００点）を合算した値（満点）の６割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。

③　各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

④　提案者が１者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。